

「松戸市学校のあり方基本方針」及び「常盤平地区教育環境整備方針」策定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本市では、令和7年度に「学びの松戸モデル（松戸市教育振興基本計画・第1期）」を策定し、その施策の一つとして「適正規模・適正配置を含め、これからの魅力ある学校施設のあり方の検討を進める」こととしている。このことを踏まえ、本市のより良い教育環境の実現に向けた全市的な方針となる「松戸市学校のあり方基本方針」と、それに基づく地区別整備方針の一つである「常盤平地区教育環境整備方針」の策定を進める。

本業務は、国・県・市の政策動向の調査、各種データ分析、児童生徒数推計、アンケート調査等を実施するとともに、地域住民等の意見聴取を行い、児童生徒数の減少、学校施設の老朽化、教育内容の多様化等の課題に対応し、本市におけるより良い教育環境の実現を目的として、「松戸市学校のあり方基本方針」及び「常盤平地区教育環境整備方針」の策定を支援するものである。

本業務においては、教育環境の向上という観点から、学校規模や配置、学校施設に求められる機能等について多様な視点から検討を行い、本市にとって望ましい学校のあり方を整理するものとする。

また、本業務の実施にあたっては、本市の関連計画や考え方を踏まえるとともに、受託者の専門的知見を活用し、必要な調査分析及び整理、方策案の検討及び比較を行いながら進めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

「松戸市学校のあり方基本方針」及び「常盤平地区教育環境整備方針」策定支援業務委託

(2) 業務の履行場所

松戸市教育委員会が指定するところ

(3) 業務内容

別紙『「松戸市学校のあり方基本方針」及び『常盤平地区教育環境整備方針』策定支援業務委託 仕様書』のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで

※ なお、契約締結日、期間、納期の詳細については協議のうえ、別途決定する。

3 プロポーザル方式により最優秀提案者を特定する理由

本業務は、「松戸市学校のあり方基本方針」及び「常盤平地区教育環境整備方針」の策定に向け、調査分析、将来推計及び方策案の検討等を行い、本市における教育環境整備の方向性を整理するものである。

業務の性質上、単に価格のみによる競争ではなく、教育政策、公共施設管理計画、人口推計、合意形成等に関する専門的知見及び創意工夫を要するものであり、本市の実情を踏

まえた独自性のある提案が必要となる。

以上のことから、本業務については、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け、内容を総合的に評価するプロポーザル方式を採用し、最も適した者を選定する。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

広く提案の機会を確保し、最も適した提案を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施するものとする。

5 提案限度額

二箇年合計 金22,330,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、年度ごとの限度額は次のとおりとする。

令和8年度 金11,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 金10,430,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。各年度の支払額については、協議により決定する。

6 参加資格要件

参加資格要件は次に掲げる事項とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務委託等の開札日（見積り合わせの日）前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - ⑤ 事業協同組合等が参加申込みをする場合において、その組合等の構成員になっている者
 - ⑥ 参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (2) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登録され、委託部門の「調査・計画」に登録があること。
- (3) 参加申込書の提出期限から最優秀提案者の特定までの間に、松戸市建設工事等請負業者等指名停止基準による指名停止、松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び松戸市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受

けていないこと。

- (4) 契約締結後に、直ちに契約金額（税込）の100分の10以上に相当する額の契約保証金を納付できること、又は履行に際し、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結できること。
- (5) 業務実施体制については、次に掲げる要件を満たすこと。また、本業務においては、教育、施設整備、まちづくり等の複合的な観点からの検討が求められることから、これらに対応できる実施体制を有すること。
 - ① 本業務に関連する分野（教育政策、公共施設管理計画、都市計画、人口推計等）に関する知識及び実務経験を有する者を配置すること
 - ② 配置予定技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）にある者とする
 - ③ 配置予定技術者には、上記業務と同種又は類似する業務の実績を有する者を含めること
- (6) 関連業務の実績要件として、過去10年以内に、官公庁が発注した次に掲げる業務を履行した実績を複数有すること。
 - ① 学校の適正規模・適正配置、学校再編又は教育環境整備に関する計画策定業務
 - ② 公共施設の再編、配置及び施設整備に関する計画策定業務

7 事業スケジュール

- (1) 公表 令和8年8月13日（木）
- (2) 質問書の提出期限 令和8年9月2日（水）
- (3) 参加申込書等の提出期限 令和8年9月2日（水）
- (4) 参加資格確認結果通知 令和8年9月4日（金）（予定）
（質問書に対する回答）
- (5) 提案書等の提出期限 令和8年9月14日（月）
- (6) プレゼンテーション（選考委員会） 令和8年9月17日（木）
- (7) 審査結果通知 令和8年9月下旬（予定）
- (8) 契約の締結 令和8年9月下旬～10月上旬（予定）

※ ただし、各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

8 事業に関する質問及び回答

- (1) 質問の提出
 - ① 質問方法
質問書（様式第7号）に必要事項を記入し、電子メールで事務局宛てに送付すること。
 - ※ 送付した際は、事務局に電話し到着確認をすること。
 - ※ 評価等に影響を及ぼす恐れがある質問（参加業者数・参加業者名・選考委員等）については受付けない。
 - ② 質問期間
公表日から令和8年9月2日（水）まで

(2) 質問への回答

① 回答方法

質問及びその回答の内容は、参加資格要件確認結果通知書と併せて、参加申込者全員に対して電子メールで送付するものとする。

② 回答日（参加資格要件確認結果通知日）

令和8年9月4日（金）（予定）

9 参加手続

(1) 提出書類及び提出期限

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより各種書類を提出すること。

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| ① 参加申込書（様式第1号） | <u>令和8年9月2日（水）</u> |
| ② 会社概要書（様式第2号） | <u>令和8年9月2日（水）</u> |
| ③ 企業体構成員届（様式第3号） | <u>令和8年9月2日（水）</u> |
| ※ 企業体で参加する場合のみ | |
| ④ 業務実施体制表（様式第4号） | <u>令和8年9月2日（水）</u> |
| ⑤ 配置予定技術者調書（様式第5号） | <u>令和8年9月2日（水）</u> |
| ⑥ 関連業務実績調書（様式第6号） | <u>令和8年9月2日（水）</u> |
| ⑦ 提案書表紙（様式第8号）及び提案書本文（任意様式） | <u>令和8年9月14日（月）</u> |
| ⑧ 参考見積書（任意様式） | <u>令和8年9月14日（月）</u> |

(2) 提出方法

「(1) 提出書類」各6部を、持参により事務局まで提出すること。

※ 受付時間は、土曜・休日を除く9時から16時30分までとする。

(3) 参加資格要件確認結果通知

参加手続の内容について審査を行い、結果については、電子メールで令和8年9月4日（金）（予定）に申込者へ通知する。

10 辞退手続

参加申込書（様式第1号）の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退理由を記載した辞退届（様式第9号）を速やかに提出すること。

11 審査方法

本プロポーザルについては、市が設置する選考委員会が以下の項目について総合的に審査する。

(1) 審査方法

- ① 審査は、別表「評価項目」に基づき総合的に実施する。
- ② 各委員の評価点数の合計点により順位付けを行い、最も評価点の高い者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。
- ③ 同点となった場合は、選考委員会において協議の上、順位を決定するものとする。

(2) 選定の条件

各委員の評価点数の合計が、満点の6割に満たない場合は、応募者が1者の場合であっても、最優秀提案者として選定しないものとする。

12 提案書の作成方法及び提案方法

(1) 提案書の作成方法

① 提案書本文（任意様式）の構成

提案書本文（任意様式）は、次により構成すること。

[松戸市学校のあり方基本方針関連事項]

- ア 現状把握と課題抽出
- イ 適正規模・通学距離の考え方
- ウ 学校施設に必要な機能・整備運営手法
- エ 検討に着手する学校の優先度の考え方
- オ 地区別整備方針の検討の進め方
- カ 方策案の評価基準
- キ アンケート調査

[常盤平地区教育環境整備方針関連事項]

- ク 現状及び将来動向の分析
- ケ 教育環境改善に向けた方策案
- コ 複合化施設及び事業手法の検討
- サ 地域住民等の意見聴取

[共通事項]

- シ 業務工程

② 提案書の作成条件及び提出方法

- ア 提案書本文（任意様式）はA4判、横書きとする。
- イ 提案書本文（任意様式）のページ数は、20ページ以内とする。
- ウ 提案書は、提案書（様式第8号）及び提案書本文（任意様式）を一体のものとしてA4判ファイルに綴じて提出すること。
- エ 併せて、提案書本文（任意様式）の電子データ（PDF形式）を電子メールで提出すること。
- オ 提案内容は、本業務の仕様書及び「① 提案書」に記載の事項に基づき作成することとし、それぞれの要件を満たすことを前提とする。
- ク 提出された書類は返却しない。また、提出した書類の差し替えは認めない。ただし、プレゼンテーション（選考委員会）における口頭による補足説明及び訂正はこの限りでない。

(2) 提案方法（プレゼンテーション）

① 出席者

1者あたり5名以内とし、本業務を受託した際に担当を予定している者が出席すること。

② 実施時間

1者あたり30分以内とする。（説明20分、質疑応答10分を目安とする）

③ 実施方法

提案書本文（任意様式）に基づき、提案を行うこととする。なお、新たな資料の配布は認めない。

④ 説明者

配置予定の業務責任者又は主たる担当者が説明を行うこと。

⑤ 貸出物品

机、椅子、電源、55型モニター及び接続ケーブル（HDMI）とする。それ以外の機材については、参加者が用意すること。

⑥ その他

ヒアリングにおける質疑応答の内容についても、評価の対象とする。

また、配置予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の能力を有する者であることを証明し、本市の承認を得ること。

13 参考見積書（任意様式）

参考見積書は、任意の様式により作成すること。なお、見積金額は、本業務を履行するために必要な一切の費用を含めたものとする。

また、企業体で参加する場合は、全ての構成員の見積内容を取りまとめた上で、一つの見積書として作成すること。

14 評価結果の通知

最優秀提案者及び優秀提案者を特定した場合、最優秀提案者及び優秀提案者にはその旨を、それ以外の者にはいずれにも該当しない旨を、電子メールにより通知した後、文書による通知を行う。

15 結果の公表

選考結果は、市ホームページに公表する。公表する項目は、最優秀提案者名、優秀提案者名及び参加事業者の採点結果とする。

16 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた参考見積書（任意様式）を提出した場合
- (4) 正当な理由なく、プレゼンテーション（選考委員会）の開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (6) その他、本プロポーザルの厳正・適格な運営にあたり、当該事業者について参加不適当であると市が判断した場合

17 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの提案に係る費用については、すべて参加業者負担とする。
- (2) 最優秀提案者と特定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約締結となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 前号に掲げる最優秀提案者との協議の結果、合意に至らなかったときは、優秀提案者と契約締結の協議を行うものとする。
- (4) 参加業者が1者であっても、評価を行い、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者と特定しないことがある。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、松戸市情報公開条例（平成13年松戸市条例30号）に基づき開示請求があった場合は、非開示情報を除き、第三者に開示する場合がある。

18 事務局

松戸市教育委員会事務局 みらい教育創造部教育政策推進課 担当者 金子
住 所 〒271-8588
千葉県松戸市根本356番地 京葉ガスF松戸ビル5階
電話番号 047-703-9811
E-mail mckyouikuseisaku@city.matsudo.chiba.jp

附 則

（施行日）

この要領は、令和8年8月12日から施行する。

（失効日）

この要領は、令和10年3月31日をもってその効力を失う。